

第4期愛知県障害福祉計画(案)に対する 意見の概要と県の考え方 <パブリックコメント>

資料 1-6

	意見の概要	県の考え方
1	<p>「小規模入所施設」という文言は、国の資料からも消えているので、「小規模な障害者支援施設」にした方が良いと思う。</p>	<p>御意見いただいたことを参考に、障害者総合支援法第5条の11に「障害者支援施設」とあるとおり、「<u>小規模な障害者支援施設</u>」に記載を変更させていただきます。 <第4章></p>
2	<p>障害がある人は本人の自由意志で安楽死できるようにしてください。</p>	<p>今回の計画での対応は困難です。</p>
3	<p>生活介護利用者ですが、職員の報酬を上げてほしい。 就労継続A型が増えることはいいと思いますがそこに働く障害者の労働条件を良くして行くように指導してほしい。 グループホームをもっと増加してほしい。 世話人が安定して働くことが出来るように複数人なるように、報酬を上げて欲しい。 一人暮らしをしています、ヘルパーが少ないから、安心して安定した生活ができないから、ヘルパーを増やすように、ヘルパーの報酬を上げるようにして欲しい。</p>	<p>生活介護やグループホームを含め、障害福祉サービス等の職員の安定的な雇用が図られることは、利用者へのサービス向上のためにも重要であると考えます。本来は、サービス報酬により改善が図られるべきであるため、本県では毎年、国に対して、事業者の経営基盤強化、サービス提供事業者等の経営安定化を図れるよう、人員・設備などの基準や報酬額について、必要な改善を図るよう要望を行っているところです。 なお、グループホームは、入所施設から地域生活への移行を支える居住の基盤として、また、在宅等から自立して地域で暮らすことを望む方の居住の場としての重要な役割を担っておりますが、本県では潜在的ニーズに対する不足感が強いサービスであると考えておりますので、グループホームを整備する場合の経費助成や運営費の助成を引き続き行っていきます。あわせて、既存の戸建て住宅を活用する場合、一定の条件を満たせば、寄宿舍への用途変更を不要とする本県独自の建築基準法の規制緩和策や、県有地あるいは県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図っていくとともに、グループホームの開設から運営までをサポートするため、グループホームの設置・運営について精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催し、グループホーム整備促進支援制度を推進していきます。</p>

	意見の概要	県の考え方
4	<p>意思疎通支援従事者の心身の健康管理を事業として取り組む必要があると考えます。</p> <p>意思疎通支援を行う者の研修を事業として行う必要がある。</p> <p>意思疎通支援に従事している者の理念や技術の維持・向上を行う。</p> <p>障害者社会参加促進事業のひとつとして、障害者防災・減災事業を新設していただきたい。</p> <p>東日本大震災で得られた教訓を活かす事業が必要です。</p>	<p>県で派遣しています手話通訳者を始めとする意思疎通支援従事者の健康管理については、今後の検討課題としたいと考えます。</p> <p>平成27年4月に一般社団法人愛知県聴覚障害者協会において設立が予定されております聴覚障害者情報提供施設において、意思疎通支援従事者に対し、技術支援などの支援が予定されております。</p> <p>この聴覚障害者情報提供施設では、聴覚障害者に対して、情報・コミュニケーション支援の地域における拠点として、手話通訳者等の派遣や養成を行い、聴覚障害者に対する情報提供体制を充実するとともに、手話通訳者等の資質向上のための講習会の開催も予定しております。</p> <p>さらに、全国の聴覚障害の団体と連携し災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの災害対策を担う予定です。</p> <p>県としましては、この聴覚障害者情報提供施設の運営費を補助し、ともに協力し聴覚障害者の社会参加促進などの支援を実施していきます。</p>
5	<p>軽度のでんかん患者の就職率は、身体障害者と比べて、ほぼゼロに近い数字が現状です。</p> <p>障害者対象合同面接会に行っても、企業側にとっては、てんかんに対する知識がない事、万が一の場合の対処法を知らない事、車の運転が必須なので、仕事をさせられない事、労働時間制限者には残業を頼めない等から、「不採用」の通知ばかりです。</p> <p>県政として、働けるてんかん患者の雇用を推進する事は、早急にやるべき義務であると考えます。</p>	<p>愛知県の障害のある方の就労支援については、障害区分に関係なく、関係機関と連携をしながら、各種施策を実施しております。</p> <p>例えば県と国が事業委託する障害者就業・生活支援センターにおいては、障害区分手帳の有無に関係なく、障害のある方であれば、どなたでも支援の対象としております。</p> <p>また、企業に対しましては、障害者雇用の促進を図るためのセミナーを開催しておりますので、てんかんについての理解を深めていただけるよう、啓発を行ってまいります。</p>

	意見の概要	県の考え方
	<p>軽度のでんかん患者は、定期的な通院と薬を飲むことで、日常生活は送れます。</p>	
6	<p>西三河北部圏域は、重症心身障害者の療養介護施設といった入所機能が無く、愛知県内でも数少ない「空白地帯」となっております。</p> <p>重症心身障害者の主たる介護者である親の多くが高齢化している中で、「親亡き後」の我が子の人生について、大変な不安を抱えています。</p> <p>西三河北部圏域でも重症心身障害児者の入所機能が整備されるように、「第4期愛知県障害福祉計画」へ謳い込んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>小規模で良いので、西三河北部圏域に重心施設をお願いします。</p>	<p>県内には、12の障害保健福祉圏域があり、現状では3圏域（名古屋圏域、尾張北部圏域、東三河南部圏域）において重症心身障害児者の入所施設（4施設390床）が整備されております。</p> <p>今後、平成28年1月には西三河南部東圏域及び尾張西部圏域において、三河青い鳥医療療育センター及び一宮医療療育センターが入所施設を開所する予定となっており、平成29年度末には現在の約1.8倍の病床が整備されることとなります。（8施設694床）</p> <p>県といたしましては、これらの整備が着実に進むよう支援し、重症心身障害児者の方々が身近な地域で医療や介護などの支援が受けられる体制を整えてまいりたいと考えております。</p>

	意見の概要	県の考え方
7	<p>発達障害のある人は、その障害の状態により、精神障害者保健福祉手帳を所持している人・どちらも所持していない人が存在します。</p> <p>学校を卒業し社会に出てから、コミュニケーションがとれず上手く人と関われず様々なことが「トラウマ」となり、社会復帰がしづらい状態になった時、成人した発達障害者を受け入れてくれる病院がなく困っています。</p> <p>手帳を所持しているしていないに関わらず、「成人した発達障害者」の社会復帰を支援して頂ける病院を希望します。</p>	<p>医療療育総合センター（仮称）を中心とした、「発達障害医療ネットワーク」を構築し、地域において早期診断及び迅速な対応が可能となることを目的として、研修及び意識啓発活動を進めます。</p> <p>また、あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある人とその家族等に対する相談支援等の直接支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて一貫した支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各分野の関係機関との連携に努め、総合的な支援体制を進めていきます。</p>
8	<p>コロニー再編整備計画が具体的に示されていないように思える。すべてが決まる前に計画の発表と広く意見をいう機会が欲しい。</p> <p>発達障害者がグループホームでの生活を希望する人が増えてきている。</p> <p>しかし、従来通りのグループホームではうまくいかない場合が多い。今後サテライト型が増えていけばと望みます。</p> <p>また、将来自立するにあたり1年～2年ぐらい独り暮らしの練習をするための支援（家賃補助など）がほしい。</p>	<p>コロニーの再編整備は、「心身障害者コロニー再編計画」（平成19年3月）及び「愛知県地域医療再生計画」（平成24年11月）に基づき整備を進めております。なお、何れの計画も策定段階においてパブリックコメントを実施いたしております。</p> <p>グループホームの運営に精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催し、運営面のサポートをしていきます。</p> <p>グループホームの新たな支援策として、26年4月に創設されたサテライト型住居につきましては、今後、グループホーム運営事業者に設置の働きかけを行っていきます。</p> <p>なお、サテライト型住居を含め、グループホームの利用者には、所得の状況等に応じて、月額1万円を上限に家賃を対象とする補足給付が行われ、経済的負担が軽減されております。</p>

	意見の概要	県の考え方
	<p>児童デイが増えてきていることは望ましい。しかし施設により質の差が大きい。</p> <p>どの施設でも同じ療育が受けられるようにしてほしい。</p> <p>就労移行、A型、B型も増えてきて、いろんな職種に参入してきていることはいいことだと思う。</p> <p>しかし運営に問題のある施設があり、作りました、廃止します、ということでは、通っている方が振り回されるケースがある。</p> <p>設立計画および運営のチェックを厳正にしてほしい。</p> <p>発達障害者の成年後見を希望する人が多いが今の成年後見はハードルが高いと思う。</p> <p>発達障害者にそった成年後見制度と登録しやすい制度をお願いしたい。</p>	<p>児童発達支援センターを市町村域における中核施設として位置づけ、地域の児童発達支援事業に対して専門的支援を提供するなど、地域におけるサービスの質の確保を図ってまいります。</p> <p>就労継続支援A型事業所では、利用者に対して最低賃金以上の給与が支給できるだけの作業収益及び就労に必要な知識や能力の向上に必要な作業量を確保しなければならないため、事業所の新規指定に当たっては、収支計画の内容が実現可能な内容かなど、厳正に審査しております。</p> <p>また、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所の新規指定においても、利用者に対して質の高いサービスが提供できるよう、今後とも事業運営内容を厳正に審査してまいりたいと考えております。</p> <p>成年後見制度の普及啓発や成年後見センターの未設置地域での設立を支援するなど、成年後見制度の利用の促進を図ってまいります。</p>

	意見の概要	県の考え方
9	<p>計画の基本的考え方には大いに賛成します。</p> <p>福祉施設から一般就労への移行については、より多くの支援をお願いします。</p> <p>ジョブコーチを増やして継続的に見守ることができれば、中途失職を防ぐことが可能になり、企業内にジョブコーチが入ることができない場合でも、本人への配慮の仕方とかを教えることができます。</p> <p>また企業が本人へのアプローチに困ったときにジョブコーチへアドバイスを求める体制を作っておけば、お互いの利益を損なわずに済む。</p> <p>施設の工賃アップについての支援は施設側の努力だけでなく、行政からも力を入れて下さい。</p> <p>そこで得られる賃金が多ければ多いほど、本人の生活の質も向上すると思います。</p> <p>特別支援学校から社会生活への移行はよりスムーズにいくようにお願いします。</p> <p>現在でも実習という形で企業就労への準備はされていますが、就労が長く続けられるようにするには何が必要か、過去の例を見ながら、関係者間の意識を高めて下さい。</p>	<p>ジョブコーチ等の就労支援策を積極的に活用していただけるように、制度を所管する愛知労働局や愛知障害者職業センター等の国関係機関との連携を強化し、障害者の就労支援・定着支援に取り組んでまいります。</p> <p>本県では、事業所における安定的な仕事の確保や授産製品の売上拡大等による工賃水準の引き上げを図るため、事業所に対する専門的技術や知識を持ったアドバイザーの派遣や、事業所の職員に対する研修会の開催し、事業所における安定的な仕事の確保や授産製品の売上拡大等による工賃水準の引き上げを図っているところであります。</p> <p>特別支援学校においては、学校から職場への移行が円滑に行えるように個別移行支援計画を提出するようにしていきます。</p> <p>また、必要な生徒へは障害者就業・生活支援センターへの登録を勧め、職場定着支援が学校から支援機関に円滑に移行できるようにしていきます。</p>

	意見の概要	県の考え方
	<p>愛知県心身障害者コロニーの再編整備についてですが、発達障害医療ネットワークの構築の際、発達障害児者の外来を三河方面にも置いて下さい。</p> <p>常時が難しければ、週に複数回でもと思います。</p> <p>第二青い鳥学園の改築がされる三河青い鳥医療療育センター内に外来があれば、三河地区の方は大変助かると思います。</p> <p>愛知県は広いので、東部地域の方々が利用しやすいようにお願いします。</p> <p>手話通訳者の派遣事業は重要ですが、派遣するごとに人的経費がかかり、県内全ての催しに手話通訳者を置くことは難しいと考えます。</p> <p>職員が手話を使えたなら、より多くの催しに通訳者が複数いることが可能と思います。</p> <p>今いる職員に手話を覚えてというのは、なかなかハードルが高いと思いますので、これからの職員採用の際に手話ができる方をひとりでも多く採用するという形を取っていけば、将来的に手話ができる職員が徐々にでも増えていきます。</p>	<p>コロニー再編整備に関連した発達障害ネットワークの構築にあたり、コロニーが三河地区で外来診療を行うことは予定していません。</p> <p>なお、ネットワークの構築にあたり、発達障害に係る地域の医療人材の育成を進めていくこととしております。</p> <p>第二青い鳥学園においては、外来機能を備えており整形外科、小児科、精神科、児童精神科、歯科などにおいて発達障害のあるお子さんに対応しているところであります。</p> <p>移転改築後におきましても、引き続き対応してまいります。</p> <p>手話のできる方を優先的に職員として採用することにつきましては、早期の実現は困難であると考えます。</p> <p>なお、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して自由なコミュニケーションを享受できるような社会環境の整備を進めるため、引き続き県として手話通訳者の養成を行ってまいります。</p>

	意見の概要	県の考え方
10	<p>愛知県発達障害者支援センターは、春日井コロニーにあり、名古屋市にも支援センターがあります。発達障害児者への医療、支援体制を西地域へ集約しようとする予定のようですが、東部地域へ支部や出張所などを設置し、体制の偏りをやめてください。</p> <p>発達障害者も精神福祉手帳を取得することができるようになりましたので、成人してからの支援を得ることができるようになってきましたが、まだまだ、手帳取得のハードルは高いと思います。</p> <p>I Qなどの基準を緩和し、発達障害がある子どもさんの手帳取得がしやすいようにしてほしい。</p> <p>静岡県や三重県では、発達障害があれば、I Qがある程度あっても、手帳取得ができるようです。</p>	<p>発達障害者支援センターは、市町村及び地域の医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関と連携し、発達障害のある方やその家族が、ライフステージを通じて、身近な地域で一定の支援を受けられるよう、相談支援体制づくりの中核となる発達障害者支援指導者の市町村への配置を進めるなど、発達障害者への支援体制の強化に努めてまいります。</p> <p>本県では、I Q75を超える場合には療育手帳を交付しておりませんが、発達障害がある場合には、子どもさんでも、精神障害者保健福祉手帳を申請していただくことは可能です。</p>

	意見の概要	県の考え方
	<p>支援を受ける際には、精神障害者支援、福祉自立支援と、支援の仕組みが複雑で、それぞれの申請をしなければいけない。</p> <p>自分が受けられる支援を見極めることが難しい。</p> <p>また、発達障害は治らない障害であるので、療育手帳や受給者証の再発行の時の期限などの緩和を検討して頂きたい。</p> <p>教育委員会との連携を強め、学齢期の支援体制の一貫性に努めていた だきたいです。</p>	<p>各市町村の障害福祉担当部署が手帳や自立支援医療についての申請等の受付窓口となっていますので、御相談ください。</p> <p>療育手帳交付後の障害の程度の確認については、原則として手帳交付後2年としておりますが、障害の状況等からみて2年を超える時期に確認することが 適当と認められるときは、その時期に確認をすることとしております。</p> <p>県や各市町村では、自立支援協議会や特別支援教育連携協議会を設置し、福祉と教育・医療等が連携して一貫した支援をするための具体的な取組について 検討しています。</p> <p>また、特別支援教育連携協議会と発達障害者支援体制整備推進協議会と連携 をしております。</p> <p>県教育委員会においては、特別な支援を必要とする児童生徒に対する「個別 の教育支援計画」の作成を推進し、支援情報が確実に進学先や進路先に引き継 がれるように、参考の様式を示すとともに、保護者向けリーフレットを作成し、 途切れない支援の充実に努めます。</p>

	意見の概要	県の考え方
1 1	<p>短期入所(ショートステイ)を使いたい時も使えない状況の人が多く、親元からの自立を考える時に体験を繰り返し、安心してグループホーム等に移行することができないと聞いている。</p> <p>緊急時や体験に安心して使えるショートステイを早急に増やしていただきたい。</p>	<p>地域生活のセーフティネット機能となるショートステイにつきましては、今後、障害のある人の地域生活への移行が進むことに伴い、ますますニーズが高まることが予想されますので、入所施設等の空床利用などを促進するため事業者に対し、働きかけを行ってまいります。</p>
1 2	<p>特定求職者雇用開発助成金が取れる間はいいが、それが取れなくなると契約解除してしまう。</p> <p>およそ障害など理解せずに、仕事だけをしている事業所。(会社経営のA型事業所の例) 利用者のためでなくひたすら管理者自分のため。(NPOのB型)</p> <p>①事業に携わる人の問題、レベルアップが必要</p> <p>障害の理解、対応の仕方を習得した職員の専門家化を図ることが重要、現在の加算は事業所への処遇で、資格を持った職員を直接処遇する仕組みが必要。</p> <p>介護系のヘルパーにあたる障害系の支援員(e x . アシスタント)の創設をしたらどうか。</p> <p>②指導の強化</p> <p>事業所の監査も、表面上だけでなく、中身をしっかりと見ないと、利用者が苦勞することになってしまいます。</p> <p>利用者に対してどう支援しているか、中身の調査・指導が必要。</p>	<p>サービス提供の要となるサービス管理責任者の養成研修、現任研修などを実施し、質の高い福祉サービスを提供できる人材の養成を行っていきます。</p> <p>また、適切な運営を各事業所に行っていただけるよう、事業所の集団指導における啓発や、実地指導等における細かな指導等、機会を捉えて障害福祉サービスの質の向上を図ってまいります。</p>

	意見の概要	県の考え方
	<p>実際に担当している人にヒアリングすることも必要。</p> <p>③組織の強化</p> <p>組織がうまく機能するように指導していくことが必要。</p>	
13	<p>県の計画案の成果目標と県のホームページに掲載されている第2回施策審議会の圏域別の成果目標の合計に乖離があるのはなぜか。</p> <p>特に、平成29年度末までの地域生活移行率については、国の基本指針では、12%に第3期計画の未達成率を加えることとなっており、愛知県の計画案では28.7% [12%+16.7% (第3期計画未達成率)] となっている一方、圏域別の合計では、約12%となっており、県計画との大きな乖離が見られる。</p> <p>このままでは県計画の達成は困難となると予想されるが、どのように考えているのか。</p>	<p>各圏域においては、それぞれの自治体の地域における社会福祉資源の不足等の状況や入所者の重度化や高齢化の状況等を勘案して、成果目標の設定を進めており、県の目標数値と乖離しています。</p> <p>地域生活への移行推進を進めるため、愛知県においては、既存の戸建て住宅を活用する場合、一定の条件を満たせば、寄宿舍への用途変更を不要とする<u>本県独自の建築基準法の規制緩和策</u>や、県有地あるいは県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図っていくとともに、グループホームの開設から運営までをサポートするため、グループホームの設置・運営について精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催し、<u>グループホーム整備促進支援制度</u>を推進してまいります。</p> <p>県の成果目標の達成に向けて、さらに、各市町村と連携して、住まいの場の確保等、地域生活への移行に向けた基盤整備を図り、障害のある人がそれぞれの能力や適性に合わせて地域で自立した生活を営むことができるよう、地域生活への移行を積極的に進めていきます。</p>

